

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和6年度地方財政対策の概要と主な論点 —一般財源総額を確保した上での財政健全化の進展—
著者 / 所属	水野 大梧 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	463号
刊行日	2024-2-7
頁	34-48
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240207.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240207.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

# 令和6年度地方財政対策の概要と主な論点

## — 一般財源総額を確保した上での財政健全化の進展 —

水野 大梧

(総務委員会調査室)

### 《要旨》

令和6年度の地方財政対策は、約1.8兆円と見込まれる地方財源不足に対して、地方交付税の増額による補填を約0.6兆円、臨時財政対策債の発行を約0.5兆円等とすることにより、交付団体ベースの一般財源総額は前年度に対して約0.6兆円増の約62.7兆円が確保された。臨時財政対策債の発行額は、前年度に対して約0.5兆円減の約0.5兆円となった。

定額減税による地方の減収への対応としては、個人住民税については全額国費、地方交付税については繰越金や法定率分の増収により、それぞれ対応することとなった。

令和6年度は、地方財政収支の改善は進む形となったものの、令和6年度末の地方の借入金残高は179兆円程度（見込み）と依然として巨額である。また、人口減少や子ども・子育て政策の強化など地方が直面する課題は山積しており、地方に必要な一般財源総額を安定的に確保し、持続可能な財政基盤を構築していくことが求められる。

### 1. はじめに

令和6年度地方財政対策は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（以下「基本方針2023」という。）の閣議決定（令和5年6月16日）、令和6年度予算の概算要求の後、「国と地方の協議の場」等における議論や総務大臣と財務大臣の合意を経て、令和6年度予算（概算）の閣議決定（令和5年12月22日）によりその枠組みが定められ、今後国会で審議されることとなる。

本稿では、近年の地方財政対策、地方財政に関連する主な施策の動向を概観した上で、令和6年度地方財政対策の決定に至る経緯とその概要を紹介するとともに、同対策に関連した地方財政上の課題にも触れることとしたい。

## 2. 近年の地方財政対策

### (1) 地方財政対策の役割

地方公共団体は、教育、警察、消防など国民生活と密接に係る行政サービスを一定の水準で提供しており、多くの事務において、法令による基準の設定や実施の義務付けがなされている。そこで国として、全ての地方公共団体が法令によって義務付けられた事務事業等を、円滑に実施するために必要な財源を保障することを目的として、毎年度、内閣によって、翌年度の地方公共団体の標準的な行政水準に係る歳入歳出総額の見込額に関する書類（いわゆる「地方財政計画」）が策定されている<sup>1</sup>。

総務省は国の予算編成作業と並行して地方財政計画の策定作業を進め、その過程において翌年度の地方財政全体の収支が算定され、所要の財源との間に過不足が発生する場合、それが均衡するように財源対策が行われる。この財源対策が地方財政対策であり、国の予算の概算決定に先立ち、総務省と財務省の折衝が繰り返された後に決定される。

具体的には、地方債の増発や国の一般会計からの加算等の財政措置が講じられ、これらを踏まえた地方財政計画の策定を通じて、地方財政全体として標準的な行政水準を確保するために必要な財源が保障される仕組みとなっている。

### (2) 地方財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項では、毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き地方の財源不足額と比べて著しく異なった場合には、地方行財政の制度改正又は法定率の変更を行う旨が規定されている<sup>2</sup>。

近年の地方財政は、社会保障関係費等の財政需要の増加、高水準で推移する公債費などの複合的な要因により巨額の財源不足が恒常的に発生しており（図表1）、平成8年度以降、29年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じている。

しかし、この間、国の財政も厳しい状況が続き、法定率の引上げは困難である等の理由から、平成27年度に法定率の変更が行われた<sup>3</sup>ほか、地方行財政の制度改正で対応されてきた。平成13年度には、折半対象財源不足額<sup>4</sup>を国と地方が折半して補填することを基本的な形とする新たなルール（以下「折半ルール」という。）が導入された。これに基づき、国は折半対象財源不足額の2分の1を一般会計から加算（臨時財政対策特例加算）すること

<sup>1</sup> 地方交付税法第7条では、内閣は、「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない」と規定している。

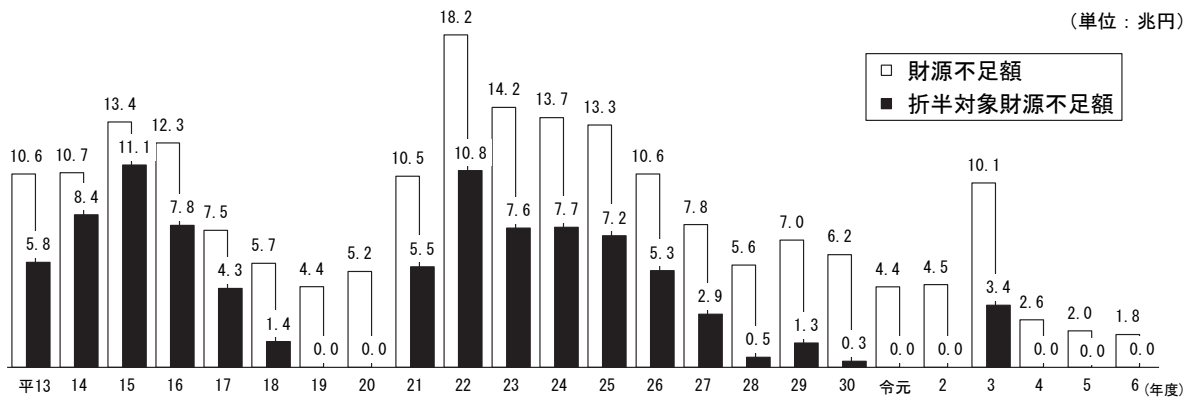
<sup>2</sup> 所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%を法定率といい、法定率分の収入額をもって地方交付税としている（第6条）。その上で、地方交付税総額の94%相当額を普通交付税、6%相当額を特別交付税としている（第6条の2）。第6条の3第2項における「著しく異なる」場合について、法律上の明確な基準はないが、政府によれば、①地方財政対策を講ずる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、②その額が法定率分で計算した普通交付税の額のおおむね1割程度以上となり、③その状況が2年連続して生じ、3年以降も続く見込まれる場合とされている（第19回国会参議院地方行政委員会会議録第32号18頁（昭29.5.4）等）。

<sup>3</sup> 平成27年度における法定率の変更は、地方交付税法第6条の3第2項に基づくものとしては昭和41年度以来49年ぶりの見直しであった。ただし、法定率分の増は900億円程度（平成27年度当初ベース）とされており、折半ルールによる補填も行われた。

<sup>4</sup> 地方の財源不足額のうち、財源対策債の発行や、国の一般会計加算（既往法定分）などを除いた残余の財源不足額。

により地方交付税を増額し、残り 2 分の 1 は地方が特例地方債（臨時財政対策債<sup>5</sup>）を発行することにより補填してきた。折半ルールが導入された当初は 3 年間の臨時措置とされていたが、その後も現在に至るまで本措置の延長が続けられている。

図表 1 地方財政対策におけるこれまでの財源不足額と折半対象財源不足額



(注 1) 各年度の計数は当初ベースであり、税制改正に伴う減収による財源不足を除く。

(注 2) 平成16年度の財源不足額は交付税特別会計借入金償還額繰延前の額である。

(注 3) 平成21年度の折半対象財源不足額は、国が負担した特別交付金、臨時財政対策債への特別交付金相当額の上乗せ分（地方負担分）を含んでいる。

(出所) 各年度の地方財政対策に係る総務・財務両大臣覚書より作成

### 3. 地方財政に関連する主な施策の動向

#### (1) 定額減税をめぐる経緯と対応

岸田総理大臣は、第212回国会（臨時会）における所信表明演説において、急激な物価高に対して賃金上昇が十分に追いつかない現状を踏まえ、税の増収分の一部を還元することで、物価高による負担を緩和する<sup>6</sup>旨の表明を行った。

これを踏まえ、令和 5 年11月 2 日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定された。同経済対策においては、所得税及び個人住民税の定額減税（納税者及び配偶者含む扶養家族 1 人につき令和 6 年分の所得税 3 万円、令和 6 年度分の個人住民税 1 万円の減税）の実施の方針が示され、令和 6 年度税制改正において検討し、結論を得ることとされた。

その後、令和 5 年12月14日、令和 6 年度税制改正大綱（与党大綱）が取りまとめられた。これにおいて、上記の定額減税について、合計所得金額1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外とする所得制限を設けた上で、令和 6 年 6 月以降できる限り速やかに実施することとされた。

個人住民税は地方財政を支える基幹的な地方税であり、また、所得税は国税であるが、その収入額の33.1%が地方交付税の原資となる。このため、個人住民税と所得税の減税は

<sup>5</sup> 地方の一般財源の不足に対処するため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第 5 条の特例として発行され、投資的経費以外の経費にも充てることができる地方債のことをいう。地方公共団体の実際の起債の有無にかかわらず、発行可能額の元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入することとされている。

<sup>6</sup> 第212回国会参議院本会議録第 2 号 2 頁（令5.10.23）

地方の減収につながる。これについて、個人住民税の減収額については全額国費で補填することとされた。一方、地方交付税の法定率分の減少については、地方の財政運営に支障が生じないように、年末に向けて財政当局と協議することとされ<sup>7</sup>、その対応が注目された。

## （２）こども・子育て政策の強化と地方財源の確保

少子化は深刻さを増しており、令和４年の出生数は人口動態調査開始以来最少である77万759人（前年から4万863人減少）となった。令和５年６月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、①構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと、②社会全体の構造や意識を変えること、③全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援することを基本理念としている。また、今後３年間の集中的な取組として、児童手当の拡充や出産等の経済的負担の軽減等の政策を「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）として取りまとめた。さらに、少子化対策の財源については、歳出改革等による公費と社会保険負担軽減等の効果を活用するとし、新たな税負担は考えないとした。

同方針を受けたこども・子育て政策の強化について、地方六団体<sup>8</sup>や地方財政審議会からは、加速化プランの地方財源は所要の金額を安定的に確保すること、地方公共団体独自の施策に係る財源についても長期的・安定的な確保・充実を図ること、加速化プランを支える安定的な財源の確保のための歳出改革等については地方の意見を十分に聞くこと、普通交付税の算定に当たってはこども・子育て政策に関する全体像を示す等の観点から算定の在り方を検討すべきこと等の意見が示された<sup>9</sup>。

## （３）給与関係経費の増加による影響

地方公務員の給与改定は、各地方議会の議決により給与条例を改正することで決定されるが、国家公務員や民間の給与等を考慮して定めなければならないとされている。令和５年の人事院勧告（令和５年８月７日）は、過去５年の平均と比較して月例給のベースアップが約10倍となる等、給与の引上げが示された。同勧告等を受けて、第212回国会（臨時会）では、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（令和５年法律第73号）等の給与に関する法律が成立した。また、第211回国会（常会）で成立した「地方自治法の一部を改正する法律」（令和５年法律第19号）により、令和６年度からは、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となっている。

これらを受け、令和６年度の地方財政においては給与関係経費の増加が見込まれることから、地方財政計画にどのように計上されるかが注目された。

<sup>7</sup> 第212回国会参議院予算委員会会議録第4号（令5.11.27）

<sup>8</sup> 地方六団体は、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会の六つの団体の総称であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置付けられている。

<sup>9</sup> 地方六団体「デジタル行財政改革及び地方分権改革の推進について」（令5.10.19）〈<https://www.nga.gr.jp/rokudantai/item/03siryou20231019.pdf>〉（令6.1.19最終アクセス）、地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と令和６年度の地方財政への対応等についての意見」（令5.12.11）〈[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000916292.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000916292.pdf)〉（令6.1.19最終アクセス）

#### 4. 令和6年度地方財政対策決定までの経緯

##### (1) 「経済財政運営と改革の基本方針」における地方財政への言及

地方の一般財源総額<sup>10</sup>については、平成23年度以降、前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの枠組みの下で地方財政計画が策定されてきた。

令和4年度から令和6年度までの枠組みは、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において示されており、地方の歳出水準については、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」（以下「一般財源ルール」という。）とし、従来と同様の枠組みを維持している。財政健全化については、「骨太方針2018<sup>11</sup>で掲げた財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す）を堅持する」とされている。

また、基本方針2023においては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す」とされている。

##### (2) 令和6年度予算に係る地方交付税の概算要求

総務省は、令和5年8月末の令和6年度予算概算要求に際し、一般財源ルールに基づき、地方交付税を約18.6兆円要求し、併せて地方交付税法第6条の3第2項に基づく法定率の引上げを事項要求した。

概算要求の際に総務省から示された「令和6年度地方財政収支の仮試算」によると、令和6年度の地方税は約43.5兆円（対前年度当初約0.6兆円増）、地方交付税は約18.6兆円（同約0.2兆円増）、臨時財政対策債は約0.7兆円（同約0.3兆円減）と見込まれ、不交付団体の水準超経費<sup>12</sup>を除く交付団体ベースの一般財源総額は約62.8兆円（同約0.6兆円増）とされた。

##### (3) 国と地方の協議の場、財政制度等審議会及び地方財政審議会における議論

令和6年度地方財政対策の決定に先立ち、地方財政をめぐる諸課題に関し、地方六団体、財政制度等審議会、地方財政審議会の考え方がそれぞれ示された。その主な内容は図表2のとおりである。

<sup>10</sup> 地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額から、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分の合計額を控除したもので、用途が特定されずどのような経費にも使用できる財源。

<sup>11</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）

<sup>12</sup> 地方財政計画の歳出は、標準的な行政水準を想定して積算されているが、歳入のうち地方税収については、不交付団体を含む全地方公共団体の標準的な地方税収が計上されており、地方財政計画の収支を単純に均衡させると、不交付団体のいわゆる財源超過額に相当する地方税収分だけ交付団体の財源が不足することとなるため、調整的な項目として地方財政計画の歳出に計上されている。

図表2 地方六団体、財政制度等審議会及び地方財政審議会の意見（抜粋）

	地方六団体	財政制度等審議会 (財務大臣の諮問機関)	地方財政審議会 (総務大臣の諮問機関)
	「デジタル行財政改革及び地方分権改革の推進について」 (国と地方の協議の場、令和5年10月19日)	「令和6年度予算の編成等に関する建議」 (令和5年11月20日)	「今後目指すべき地方財政の姿と令和6年度の地方財政への対応等についての意見」 (令和5年12月11日)
一般財源 総額の確保	新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応及び次の感染症危機にも備えた体制整備、脱炭素化社会の実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策を始め、福祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人への投資、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、物価上昇の状況も踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。	地方交付税の総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルールと、一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われているが、近年は折半対象財源不足がほぼ存在しない状態が続いている。	交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すべきであり、その際、社会保障関係費の増加を始め、前述の行政需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保することが不可欠である。
財政健全化	臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。また、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。	令和5年度の地方財政計画においては、国・地方の税収増により、臨時財政対策債の借換等の発行を1.0兆円に抑制したほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金についても、計画額（0.5兆円）を上回る1.3兆円を償還するなど、地方財政としてみれば財政健全化が一步前進する内容となった。今後とも一般財源ルールを着実に実施し、国と基調を合わせて、財政健全化に向けた取組を進めていくことが重要である。	地方財政の本来あるべき姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高によって圧迫されない状態であり、地方交付税総額を確保することで臨時財政対策債の増加額をできるだけ抑制した上で、中長期的には、計画的に特例的な地方債への依存の改善と、債務残高の引下げに取り組んでいく必要がある。また、あわせて交付税特別会計借入金の着実な償還等に取り組むことが求められる。

(出所) 各資料より作成

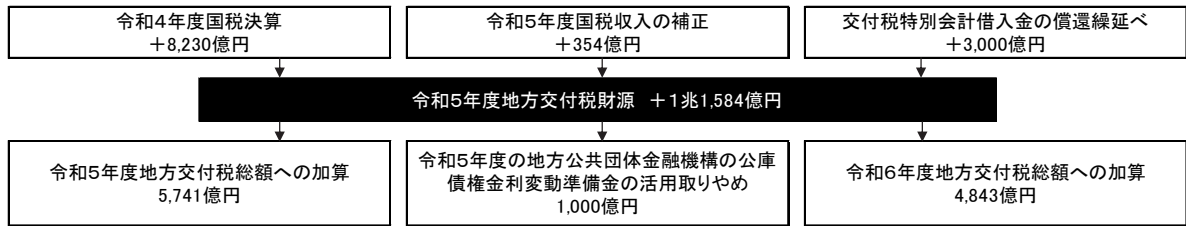
#### (4) 令和5年度補正予算に伴う地方交付税の取扱い

令和5年度は、令和4年度国税決算及び令和5年度国税収入の補正において税の増収が見込まれた。これを受けた令和5年度補正予算（令和5年11月20日国会提出、同月29日成立）とともに、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が令和5年11月20日に国会へ提出され、同月29日に成立、12月6日に施行された（令和5年法律第83号）。

同法律は、地方交付税財源の増加分（1兆1,584億円）について、①5,741億円を令和5年度の地方交付税総額に加算して増額交付するとともに、②令和5年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金<sup>13</sup>1,000億円について同年度の活用を取りやめ、③残余の額4,843億円を令和6年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付すること等を内容とするものである（図表3）。

<sup>13</sup> 公庫債権金利変動準備金は、平成20年8月に設立された地方公営企業等金融機構（平成21年6月に地方公共団体金融機構に改組）が、業務開始時に公営企業金融公庫から承継した資産・債務に係る金利変動リスクに対処するために設けられたものである。地方公共団体金融機構の業務が円滑に遂行されており、公庫債権金利変動準備金等が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を国に帰属させるものとされている（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第14条）。

図表3 令和5年度補正予算に伴う地方交付税財源とその取扱い



(出所) 財務省「令和4年度租税及び印紙収入決算額調」、「令和5年度租税及び印紙収入補正後予算額概算」等より作成

## 5. 令和6年度地方財政対策及び地方財政収支見通しの概要

### (1) 総務・財務両大臣合意を経て決定された地方財政対策の概要

令和6年度地方財政対策については、令和5年12月20日付けで総務・財務両大臣の覚書が交わされた上で決定され、これに基づき関係法案が国会に提出されることとなる。

注目されていた定額減税への対応は、個人住民税の減収(9,234億円)については、定額減税減収補填特例交付金(仮称)の交付により、全額を国費で補填することとされた。また、所得税の減税に伴う地方交付税の減収(7,620億円)については、繰越金や自然増収による法定率分の増収で対応した上で、同額を借入れにより調達した場合の利子相当額に当たる2,076億円を後年度に加算することとされた。

令和6年度の地方財源不足額は1兆8,132億円と、前年度当初からは1,768億円減少することが見込まれ、3年連続で折半対象財源不足は生じなかったものの、地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する財源不足の状況にある。この地方財源不足額に対しては、概算要求で事項要求されていた法定率の引上げは見送られ、地方行財政の制度改革による対応として、以下アからウのとおり補填措置を講ずるものとされている(図表4)。

図表4 令和6年度における地方財源不足額の補填措置

		(単位:億円)	
令和6年度における 地方財源不足額 18,132	【折半対象以外の財源不足額】 18,132	ア 財源対策債の発行	7,600
		イ 地方交付税の増額による補填	5,988
		・一般会計における加算措置(既往法定分等)	3,488
		・交付税特別会計剰余金の活用	500
		・地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	2,000
	ウ 臨時財政対策債の発行 (既往債の元利償還金分)	4,544	
	【折半対象財源不足額】	-	-

(出所) 総務省「令和6年度地方財政対策の概要」(令和5年12月22日)より作成

#### ア 財源対策債の発行 7,600億円

財源対策債は、地方債充当率<sup>14</sup>の臨時的引上げにより増発される建設地方債(地方財政

<sup>14</sup> 地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率。



法第5条の地方債)であり、令和6年度は7,600億円が発行予定である。

#### イ 地方交付税の増額による補填 5,988億円

- ・ 一般会計における加算措置(既往法定分等) 3,488億円

一般会計加算(既往法定分等)は、過去の地方財政対策に基づき、後年度の地方交付税総額に加算することが地方交付税法附則に定められている額等である。令和6年度は、①平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額を国費で補填するため地方交付税法附則に基づき加算することとしている額(154億円)、②平成5年の公共事業等臨時特例債の利子負担額等について地方交付税法附則に基づき加算することとしている額(834億円)、③一体的乖離是正分<sup>15</sup>として過去の覚書に基づき加算することとしている額(2,500億円)の合計額(3,488億円)となる。

- ・ 交付税特別会計剰余金の活用 500億円

交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)の借入金利子予算額と実際に要した額の差などにより生じた同特別会計剰余金500億円を、財源不足の補填に活用することとされた。

- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部(2,000億円)を財政投融资特別会計に帰属させ、当該額を交付税特別会計に繰り入れることとされた。

#### ウ 臨時財政対策債の発行(既往債の元利償還金分) 4,544億円

臨時財政対策債については、既往分の元利償還金相当額に係る臨時財政対策債の発行額4,544億円が計上された。一方で、折半対象財源不足が発生しなかったため、折半ルールに基づく臨時財政対策債の発行はされないこととなった。

### (2) 令和6年度地方交付税総額の状況(通常収支分)

以上の地方財政対策を踏まえ、一般会計から交付税特別会計に繰り入れる入口ベースの

図表5 令和6年度地方交付税総額の状況(通常収支分)

		(単位:億円)	
地方交付税総額 (出口ベース)	一般会計 (入口ベース)	所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分 国税減額補正精算分 (平成20、21、令和元、2年度分)等	168,188 ▲ 5,133
	166,543 (対前年度4,720増)	一般会計における加算措置(既往法定分等)	3,488
186,671 (対前年度3,060増)	特別会計	地方法人税の法定率分	19,750
		交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000
		交付税特別会計借入金支払利子	▲ 1,965
		交付税特別会計剰余金の活用	500
		地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用	2,000
		前年度からの繰越金	4,843

(出所) 総務省「令和6年度地方財政対策の概要」(令和5年12月22日)より作成

<sup>15</sup> 「乖離是正加算」とは、平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものである。

地方交付税は、16兆6,543億円（対前年度当初約0.5兆円増）とされ、交付税特別会計における加減算を経た地方交付税総額（出口ベースの地方交付税）は、18兆6,671億円（同約0.3兆円増）となり（図表5）、当初予算ベースで6年連続の増加となった。

### （3）令和6年度地方財政収支の見通し

地方財政対策を前提とした、令和6年度の地方財政全体の姿を示す地方財政収支の見通しは以下のとおりである（図表6及び図表7）。ただし、計数は令和5年12月22日に公表された概数である。

#### ア 通常収支分（歳出及び歳入の概要）

令和6年度通常収支分の歳出・歳入規模は、約93兆6,400億円（対前年度当初約1.6兆円増）となり、歳出総額から公債費、企業債償還費普通会計負担分及び不交付団体の水準超経費を除く「地方一般歳出」は約78兆4,600億円（同約2.0兆円増）となった。

歳出では、一般行政経費は、こども・子育て政策の強化等を背景として増加し、約43兆6,900億円（同約1.6兆円増）となった。このうち「デジタル田園都市国家構想事業費」については、前年度に引き続き、「地方創生推進費」<sup>16</sup>1兆円及び「地域デジタル社会推進費」<sup>17</sup>2,500億円の合計1兆2,500億円が計上された。また、「地域社会再生事業費」<sup>18</sup>については、前年度と同額の4,200億円が計上された。

維持補修費は約1兆5,300億円（同約63億円増）が計上された。このうち、「緊急浚渫推進事業費」<sup>19</sup>は、前年度と同額の1,100億円が計上された。

投資的経費は約11兆9,900億円（同約169億円増）が計上された。こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保として、地方公共団体がこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設的环境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」500億円が計上されるとともに、「こども・子育て支援事業債（仮称）」の創設が盛り込まれた。

歳入では、地方税が42兆7,330億円（同約0.1兆円減）、地方譲与税が2兆7,292億円（同0.1兆円増）となった。地方交付税については、先述のとおり、入口ベースの16兆6,543億円（同約0.5兆円増）に対し、出口ベースは18兆6,671億円（同約0.3兆円増）となっている。地方特例交付金等は、定額減税による令和6年度の個人住民税の減収額を補填する措置として「定額減税減収補填特例交付金（仮称）」（9,234億円）、いわゆる住宅ローン減税の実施に伴う個人住民税の減収を補填するための「住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金（仮称）」（1,974億円）及び「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」（112億円）を合わせた1兆1,320億円（同約0.9兆円増）が計上された。

<sup>16</sup> 地方公共団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にするための経費。

<sup>17</sup> 地方公共団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決等に取り組むための経費。

<sup>18</sup> 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むためとして、令和2年度に創設された経費。

<sup>19</sup> 地方公共団体が、地方単独事業として実施する河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）を推進するための経費。

図表6 令和6年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

(単位:億円、%)

項目		令和6年度(見込)	令和5年度	増減率(見込)
歳入	地方税	427,330	428,751	▲ 0.3
	地方譲与税	27,292	26,001	5.0
	地方特例交付金等	11,320	2,169	421.9
	地方交付税	186,671	183,611	1.7
	地方債	63,103	68,163	▲ 7.4
	うち臨時財政対策債	4,544	9,946	▲ 54.3
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 8	▲ 3	166.7
	全国防災事業一般財源充当分	▲ 169	60	▲ 381.7
	歳入合計	約 936,400	920,350	約 1.7
	「一般財源」 (水準超経費を除く交付団体ベース)	656,980 627,180	650,535 621,635	1.0 0.9
歳出	給与関係経費	約 202,300	199,053	約 1.6
	退職手当以外	約 191,500	187,724	約 2.0
	退職手当	約 10,800	11,329	約 ▲ 4.7
	一般行政経費	約 436,900	420,841	約 3.8
	うち補助分	約 251,400	239,731	約 4.9
	うち単独分	約 153,900	149,684	約 2.8
	うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500	12,500	0.0
	うち地方創生推進費	10,000	10,000	0.0
	うち地域デジタル社会推進費	2,500	2,500	0.0
	うち地域社会再生事業費	4,200	4,200	0.0
	公債費	約 109,000	112,614	約 ▲ 3.2
	維持補修費	約 15,300	15,237	約 0.4
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100	1,100	0.0
	投資的経費	約 119,900	119,731	約 0.1
	うち直轄・補助分	約 56,300	56,594	約 ▲ 0.5
	うち単独分	約 63,600	63,137	約 0.7
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0.0
	うち脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0.0
	うちこども・子育て支援事業費(仮称)	500	-	皆増
	公営企業繰出金	約 23,200	23,974	約 ▲ 3.2
	うち企業債償還費普通会計負担分	約 13,100	13,997	約 ▲ 6.4
水準超経費	29,800	28,900	3.1	
歳出合計	約 936,400	920,350	約 1.7	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	約 906,600	891,450	約 1.7	
地方一般歳出	約 784,600	764,839	約 2.6	

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省「令和6年度地方財政対策の概要」(令和5年12月22日)

地方債については、地方財政計画に計上される普通会計分が6兆3,103億円（同約0.5兆円減）となり、地方債依存度は6.7%程度と前年度（7.4%）より低下した。地方債のうち臨時財政対策債の発行は、先述のとおり4,544億円（同約0.5兆円減）と3年連続で減少となった。

以上の結果、地方一般財源総額は65兆6,980億円（同約0.6兆円増）、不交付団体の水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源総額は62兆7,180億円（同約0.6兆円増）となった。

## イ 東日本大震災分<sup>20</sup>（復旧・復興事業及び全国防災事業）

### （ア）復旧・復興事業

令和6年度における東日本大震災分の復旧・復興事業は、歳入・歳出規模が約2,600億円（対前年度当初約50億円減）となった。

歳出では、直轄・補助事業費が約2,200億円、地方単独事業費が370億円となった。これらに対応する歳入として、震災復興特別交付税904億円、国庫支出金約1,700億円、地方債2億円、一般財源充当分8億円が計上された。

震災復興特別交付税は、被災団体における復旧・復興事業経費の地方負担分、地方単独事業分及び地方税等の減収分を国が全額措置するため、平成23年度第3次補正予算で創設されたものである。令和6年度の震災復興特別交付税904億円により措置する財政需要の内訳は、補助事業の地方負担分が534億円、地方単独事業分が122億円、地方税等の減収分が248億円となった。なお、平成23年度から令和6年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆7,611億円となった。

図表7 令和6年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業				(単位:億円、%)		
	項目	令和6年度(見込)	令和5年度	増減率(見込)		
歳入	震災復興特別交付税金債分	約 904	935	▲ 3.3		
	国庫支出金	約 1,700	1,632	約 4.2		
	地方債	2	9	▲ 77.8		
	一般財源充当分	8	3	166.7		
	計	約 2,600	2,647	約 ▲ 1.8		
歳出	直轄・補助事業費	約 2,200	2,173	約 1.2		
	地方単独事業費	370	405	▲ 8.6		
	うち地方税等の減収分見合い歳出	248	281	▲ 11.7		
	計	約 2,600	2,647	約 ▲ 1.8		
(2) 全国防災事業				(単位:億円、%)		
	項目	令和6年度(見込)	令和5年度	増減率(見込)		
歳入	地方一般財源充当分	80	646	▲ 87.6		
	雑収入	169	▲ 60	▲ 381.7		
	計	1	1	0.0		
歳出	公債費	250	587	▲ 57.4		
	計	250	587	▲ 57.4		

(注) 計数は精査の結果、異動する場合がある。

(出所) 総務省「令和6年度地方財政対策の概要」(令和5年12月22日)

<sup>20</sup> 東日本大震災の被災団体が復旧・復興事業に着実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の財政運営に影響を及ぼすことがないようにするため、平成24年度から通常収支とは別枠で整理されている。

### (イ) 全国防災事業

令和6年度における東日本大震災分の全国防災事業は、歳入・歳出総額が250億円となった。全国防災事業は平成27年度限りで終了したため、歳出として新規事業は計上されておらず、これまで実施してきた全国防災事業に係る公債費（地方債の元利償還金）として250億円が計上された。これに対応する歳入として、地方税80億円、一般財源充当分169億円、雑収入1億円が計上された。

## 6. 令和6年度地方財政対策をめぐる論点

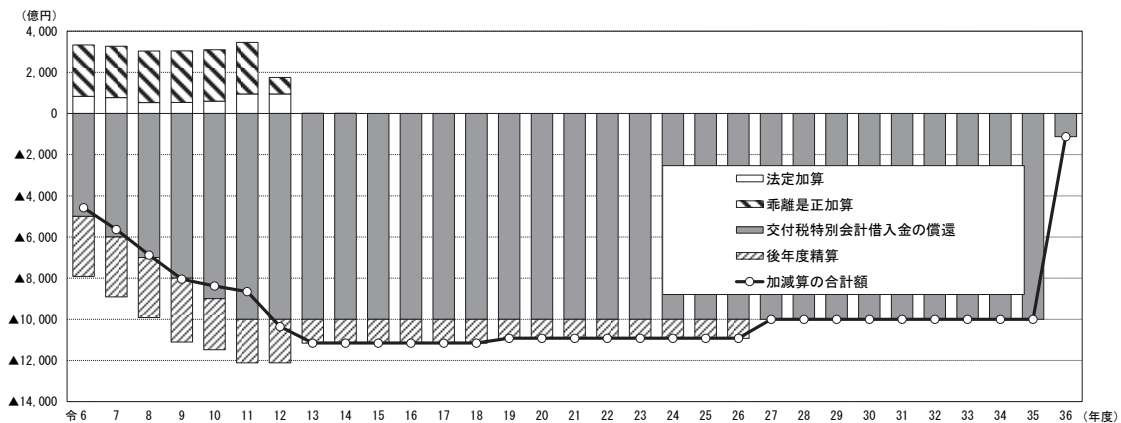
### (1) 金利上昇を見据えた地方財政の健全化

令和6年度地方財政対策では、財源不足額が前年度から約0.2兆円縮小、臨時財政対策債の発行額が4,544億円で抑制され平成13年度の制度導入以来最少になるなど、地方の財政状況は改善の方向に進む形となった。

しかし、令和6年度末時点（見込み）で地方財政は179兆円程度と巨額の借入金残高を抱えており、その主な内訳として、臨時財政対策債の残高は45.8兆円、交付税特別会計借入金の残高は28.1兆円となっている。

また、過去の地方財政対策等において、負担の先送り等のため後年度の地方交付税で精算することとされた額も残されており、令和6年度地方財政対策を踏まえた将来の地方交付税の加減算額は、図表8のように整理される。

図表8 今後の地方交付税総額に加減算される額（令和6年度～令和36年度）



(注1) 「法定加算」とは地方交付税法附則第4条の2第3項に基づく加算である。

(注2) 「乖離是正加算」とは、平成17年度から平成23年度にかけて行われた計画額と決算額の一体的乖離是正に際して生じた財源不足のうち折半ルール対象分について、覚書により後年度の地方交付税総額に加算することとされているものである。

(注3) 「交付税特別会計借入金の償還」とは、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第4条に基づくものである。

(注4) 「後年度精算」とは、地方交付税法附則第4条の2第4項の臨時財政対策債振替加算に係る後年度減額と、同条第5項の国税決算精算分の繰延べに係る後年度減額の合算額である。

(注5) 平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しによる個人住民税の減収額の補填として、地方交付税法附則第4条の2第1項に基づき、当分の間、加算することとされている154億円は除いている。

(出所) 地方交付税法の条文（令和6年1月19日時点）及び総務・財務両大臣覚書（令和5年12月20日）等により作成

後年度の地方交付税の加減算としては、法定加算や乖離是正加算がある一方で、交付税特別会計借入金の償還による減額が大きく、令和12年度から令和35年度と長期にわたって、地方交付税の総額から1兆円程度が減額される予定となっており、多額の債務処理が将来の地方財政の重荷となっている。

加えて、地方の債務の元金償還費のみならず、利払費の動向についても注視していく必要がある。これまでは金利が非常に低い状態であり、負担が意識されにくい環境にあったが、足元の物価の動向等を踏まえ、日本銀行が金融政策を見直す可能性もある。令和6年度予算政府案においては、国債の利払費の積算金利を1.9%に設定しており、利払費は令和5年度当初予算より1.2兆円増の9.7兆円を見込んでいる。地方財政においても金利上昇を見据え、令和6年度においては地方交付税から交付税特別会計借入金支払利子として1,965億円（前年度572億円）を負担することとなる。なお、交付税特別会計借入金支払利子として1,000億円以上が計上されるのは、平成28年度以来である。

臨時財政対策債の抑制と交付税特別会計借入金の償還が進んでいるものの、依然として債務残高は巨額の水準にある。このため、地方財政への影響を考慮しつつ、例えば年度途中に地方交付税の法定率分の増加等があった場合には、臨時財政対策債や交付税特別会計借入金の更なる償還に取り組むなど、「金利のある世界」に戻ることを想定した財政健全化への取組を一層進めることが必要であろう。

## （2）こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

喫緊の最重要課題としてこども・子育て政策の強化が求められる中、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」においては、加速化プランの実施が完了する令和10年度までに、地方財源も含め3.6兆円程度の安定財源を確保するとされた。また、同日、「こども基本法」（令和4年法律第77号）に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定された。同大綱においては、「こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する」とされた。

これらを踏まえ、加速化プランにおける令和6年度の地方負担分2,250億円程度については、全額地方財政計画の歳出に計上された。ソフト面の財源としては、地方財政計画の一般行政経費（単独）が1,000億円増額された。また、ハード面での財源としては、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」500億円が計上され、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設することとされた。これは、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善といった地方単独事業として実施する事業を対象として、充当率90%、交付税措置率50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）の地方財政措置を講ずるものであり、加速化プランの実施期間である令和10年度までの5年間を事業期間とするものである。さらに、地方交付税において、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をよりの確なものとするため、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定

費目「こども子育て費（仮称）」を創設することとされた。

こども・子育て支援は単年度で成果が出るものではなく、長期的かつ安定的な財源の確保が必要である。当面の財源措置が十分かどうかも含め、こども・子育て支援に係る地方の財源確保が継続的にされるかどうか、注視する必要があるだろう。

### （３）地方公務員の給与支給に係る財源確保と今後の地方公共団体の対応

令和６年度においては、３．（３）で述べたとおり、地方公務員の給与引上げ等を受け、前年度から約3,247億円増額となる約20兆2,300億円が、給与関係経費として計上されている。

会計年度任用職員も含めた給与改定に要する経費は3,300億円程度（うち一般行政経費で対応する会計年度任用職員分は600億円）となる。このほか、会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費は、1,810億円が一般行政経費として計上されている。今後、多くの民間企業において持続的に賃上げが行われることとなれば、それに伴い地方公務員の給与水準も上がることが想定される。こうした場合についても、毎年度の地方財政計画において適切に財源が確保される必要があるだろう。

また、地方財政計画において、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る財源は措置されたが、実際の支給については各地方公共団体での対応となる。第211回国会（常会）で成立した改正地方自治法に対する参議院総務委員会の附帯決議では、「会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえ適切に支給するとともに、単に財政上の制約のみを理由として、当該手当支給による給与増額分を月例給又は期末手当より減額することがないように、地方公共団体への助言を行うこと」と決議されている<sup>21</sup>。今後も会計年度任用職員制度の趣旨を踏まえた各地方公共団体における運用が注目される。

## 7. おわりに

令和６年度地方財政対策を受け、地方六団体は共同声明を発出しており、地方の一般財源総額及び地方交付税について、定額減税による減収懸念を払拭し、前年度を上回って確保しつつ、臨時財政対策債の発行額を抑制し、残高も大きく縮減したため、地方財政の健全化も図られ、「高く評価する」としている<sup>22</sup>。

令和６年度地方財政対策を受け、地方財政の健全化は一定程度進捗したが、依然として地方には巨額の財源不足が生じているほか、債務残高も引き続き巨額であり、地方財政の健全化は急務と言える。その一方で、地方公共団体は住民生活を支える基礎的な住民サービスの提供だけでなく、防災・減災対策、デジタル化・脱炭素化や、こども・子育て政策の充実・強化など、対応すべき課題は山積しており、地方の財政需要は増加を続けること

<sup>21</sup> 「地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/f064\\_042501.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/f064_042501.pdf)〉

<sup>22</sup> 地方六団体「令和６年度地方財政対策についての共同声明」（令5.12.22）〈[https://www.nga.gr.jp/committee\\_pt/item/20231222\\_joint\\_statement.pdf](https://www.nga.gr.jp/committee_pt/item/20231222_joint_statement.pdf)〉（令6.1.19最終アクセス）

が見込まれる。

全ての地方公共団体がこうした多種多様な課題へ対応していくためには、地方財政の健全化を進めつつ、地方交付税の法定率の引上げも含め、臨時財政対策債に依存せずに地方の一般財源総額を安定的に確保・充実していくことが求められる。今後は、物価や金利が継続的に上昇していく可能性も念頭に置いて、持続可能な地域社会の基盤を構築していくための財政運営が期待される。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震への対応として、令和6年1月12日、多大な被害を受けた51の地方公共団体に対し、合計約211億円の特別交付税が繰上げ交付された。繰上げ交付は、直近では大雪があった令和3年度以来、大雪以外では阪神・淡路大震災の平成6年度以来となる。被災した地方公共団体における復旧・復興の取組が財政的に支障なく運営されるよう、令和5年度において十分な特別交付税措置等を講ずるとともに、令和6年度においても地方財政制度の適切な運用が求められる。

(みずの だいご)